十　国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

十一　将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること。

3　連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

（認定の申請）

第四条　申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一　共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類

二～八　［略］

九　関連研究者からの申請施設を共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点として認定すべき旨の要請を証する書類

十　［略］

2　国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けようとする申請施設を置く大学の学長は、前項各号に規定するもののほか、前条第二項第五号及び第十一号に該当することを説明する書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（変更及び廃止等の届出）

第六条　共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合（共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一～四　［略］

2　連携施設がある場合は、前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。

（認定の申請）

第四条　申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一　拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類

二～八　［同上］

九　関連研究者からの申請施設を拠点として認定すべき旨の要請を証する書類

十　［同上］

［項を加える。］

（変更及び廃止等の届出）

第六条　拠点の認定を受けた研究施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合（拠点の認定を受けた研究施設の連携施設に関する変更がある場合を含む。）には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一～四　［同上］

（認定の取消し）

第八条　文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するときは共同利用・共同研究拠点の認定を、国際共同利用・共同研究拠点の認定を受けた研究施設を共同利用・共同研究拠点として認定するときは国際共同利用・共同研究拠点の認定を、それぞれ取り消すものとする。

2　文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

（認定等の公表）

第九条　文部科学大臣は、共同利用・共同研究拠点若しくは国際共同利用・共同研究拠点の認定をし、又はこれらを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

（認定の取消し）

第八条　文部科学大臣は、拠点が第三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第六条第三号若しくは第四号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

（認定等の公表）

第九条　文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第十八号）の施行の日から施行する。

○農林水産省告示第九百七十一号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月一日

農林水産大臣　齋藤　健

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項	
地位を承継する卸売業者の名称	丸果札幌青果株式会社
地位を承継される卸売業者の名称	札幌ホクレン青果株式会社
卸売の業務を行う市場	札幌市中央卸売市場
取扱品目の部類	青果部
合併の年月日	平成三十年五月一日
変更前の卸売の業務を行う者に係る事項	
卸売の業務を行う者の名称	札幌ホクレン青果株式会社
卸売の業務を行う市場	札幌市中央卸売市場
取扱品目の部類	青果部
許可の年月日	昭和五十一年五月十八日